（医療連携推進認定の取消しの場合における医療連携推進目的取得財産残額）

第三十九条の二十九　認定都道府県知事が法第七十条の二十一第一項又は第二項の規定による医療連携推進認定の取消しをした場合における法第七十条の二十二において読み替えて準用する公益認定法第三十条第二項の医療連携推進目的取得財産残額は、法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十二条第一項の規定により届け出られた法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十一条第一項に規定する財産目録（以下この条において単に「財産目録」という。）のうち当該医療連携推進認定が取り消された日の属する事業年度の前事業年度の財産目録に記載された当該金額（その額が零を下回る場合にあつては、零）とする。

（公益認定を受けている場合の特例）

第三十九条の三十　地域医療連携推進法人が公益認定法第四条の規定による認定を受けた法人である場合は、法第七十条の三第一項第十八号及び第十九号の規定は、適用しない。

2　地域医療連携推進法人が公益認定法第四条の規定による認定を受けた法人である場合において、当該地域医療連携推進法人が法第七十条の二十一第一項又は第二項の規定による医療連携推進認定の取消しの処分を受けた場合は、同条第五項から第七項まで及び法第七十条の二十二の規定は、適用しない。

別記様式第一の三及び第一の四中「様式」を「別記様式」に改める。

別記様式第一の四の次に次の様式を加える。

別記様式第一の五（第39条の4関係）

平成　年　月　日

都道府県知事　殿

一般社団法人
代表理事　印

地域医療連携推進法人認定申請書

標記について、医療法第70条の2、医療法施行令第5条の15及び医療法施行規則第39条の4の規定に基づき申請します。

記

1．一般社団法人の名称

2．代表者の氏名

3．主たる事務所の所在地

4．医療連携推進業務の内容

（注）「4．医療連携推進業務の内容」については、実施する予定の業務ごとにその内容を簡潔に記載すること。

別記様式第二の裏面及び別記様式第三の裏面中「抜すい」を「抜粋」に、「第七十四条」を「第八十九条」に、「これを二十万円」を「二十万円」に改める。

別記様式第四の裏面中「抜すい」を「抜粋」に、「第七十六条」を「第九十三条」に、「又は清算人」を「若しくは清算人」に、「四の二」を「十二」に改め、「第六十三条第一項」の下に「（第七十条の二十において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」を加える。

別記様式第四の次に次の様式を加える。

別記様式第五（第四十二条の三関係）

表

面

写真

庁

印

第　号

官職又は職名
氏名

年　月　日生

医療法第七十条の二十において読み替えて準用する第六条の八第三項及び第六十三条第一項の規定による当該職員の証

平成　年　月　日発行

厚生労働省

（○○都道府県）印

裏

面

医療法抜粋

第六条の八　（略）

3　第一項の規定によつて立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六十三条　都道府県知事は、医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、当該医療法人に対し、その業務若しくは会計の状況に関し報告を求め、又は当該職員に、その事務所に立ち入り、業務若しくは会計の状況を検査させることができる。

2　（略）

第七十条の二十　第六条の八第三項及び第四項、第六十三条第一項並びに第六十四条の規定は、地域医療連携推進法人について準用する。この場合において、第六条の八第三項及び第四項中「第一項」とあるのは「第七十条の二十において読み替えて準用する第六十三条第一項」と、「第六十三条第一項中「都道府県知事は」とあるのは「認定都道府県知事（第七十条の八第三項に規定する認定都道府県知事をいう。以下この項及び次条において同じ。）は」と、「都道府県知事の」とあるのは「認定都道府県知事の」と、「第六十四条中「都道府県知事」とあるのは「認定都道府県知事」と読み替えるものとする。

第九十三条　次の各号のいずれかに該当する場合においては、医療法人の理事、監事若しくは清算人は、これを二十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

十二　第六十三条第一項（第七十条の二十において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。